

入札説明書

件 名

愛媛県立宇和島水産高等学校養殖筏購入

○入札説明書本文

○提出・確認資料等

- ・様式1 入札参加申込書
- ・様式2 申告書
- ・様式3 入札書
- ・様式4 委任状
- ・様式5 見積書
- ・様式6 質問書

愛媛県立宇和島水産高等学校

入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）、及び本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

別記中 1 のとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 2～4 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加申込書の提出期限の日から落札者決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 公告で示す物品を納入期限内に確実に納入できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認方法

入札に参加を希望する者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、次のとおり必要な書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ・入札参加申込書（様式 1）
- ・申告書（様式 2）
- ・令和 2～4 年度の製造の請負等に係る競争入札参加資格を有することを証明する資料（許可書等の写し）
- ・入札保証金免除申請書及び添付書類（該当者のみ）

※別記中 2 を参照のこと。

(2) 提出先

愛媛県立宇和島水産高等学校 事務室
愛媛県宇和島市明倫町 1 丁目 2 番 20 号

(3) 提出期限

提出期限：令和 2 年 9 月 11 日（金）正午

(4) 提出方法

持参及び郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者

若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ)により提出すること。電送による提出は認めない。

(5) 受付時間

公告日から土曜日、日曜日及び祝祭日を除く日の、午前8時15分から午後4時45分まで(正午から午後0時45分までの間を除く、ただし9月11日(金)は正午まで)とする。

(6) 確認の結果

提出された関係書類の内容を確認し、9月18日(金)午後4時45分までに連絡する。

(7) その他

ア 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書は返却しない。

ウ 申請書について説明を求められた場合は、それに応じること。

4 入札

(1) 入札参加者又はその代理人は、契約書(案)、仕様書、会計規則、及び契約に関して校長が別に定めるものを熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、本書等について疑義がある場合は、別記中4に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、本書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札参加者又はその代理人は、様式3による入札書を持参又は郵送等により提出しなければならない。

(3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は日本国通貨による表示によるものとする。

(4) 入札の日時及び場所は、別記中3のとおり。

(5) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、本校があらかじめ用意した入札書を使用することができる。

ア 件名

イ 入札金額

ウ 入札参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、名称又は商号及び代表者の職氏名。以下同じ。)及び押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)

エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印。

(6) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。

- (7) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (8) 入札書は、直接提出する場合には、封入の上、提出すること。郵送等により提出する場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封のうち、当該中封筒の封皮に氏名を朱書し、外封筒の封皮には「何月何日愛媛県立宇和島水産高等学校養殖筏の入札書在中」と朱書しなければならない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (11) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるとき、又は天災その他必要と認められるときは、当該入札を延期し、又は取り止めることがある。この場合において入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。
- (12) 入札金額は、当該業務に要する費用一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるものとする。
- 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (13) 入札公告等により入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (14) 入札及び開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が、開札に立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立会わせてこれを行う。
- (15) 入札を行う会場（以下「入札会場」という。）には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」

- という。)及び立会職員以外は入場することができない。
- (16) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後は入札会場に入場できない。また、入札執行の完了に至るまでは、入札を辞退した場合及び特にやむを得ない事情があると認められる場合を除き、入札会場から退出することができない。
- (17) 代理人による入札を行う場合には、代理人は、入札会場において、入札開始前に、入札権限に関する委任状(様式4)を提出し、入札執行者の確認を受けなければならない。
- (18) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者
- (19) 入札参加者又はその代理人は、本件業務に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (20) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札参加者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札を行う。
- (21) 3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、入札辞退者を除く希望者から、原則として2回を限度として、見積書(様式3)を徴する。

5 入札保証金

- (1) 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、「入札(契約)保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。(別添3「入札(契約)保証金について」を参照)
- (2) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属する。
- (3) 入札保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

6 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申立ができないものとする。

- (1) 入札者が同一入札に対して2以上の入札をしたとき。
- (2) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書

- (3) 件名及び入札金額のない入札書
- (4) 入札参加者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書
- (5) 誤字・脱字等により意思表示が不明確である入札書
- (6) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
(入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く)
- (7) 件名等の名称に重大な誤りのある入札書
- (8) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (9) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (10) 納付した入札保証金の額が入札者の見積もる契約金額の100分の5に達しない場合の当該入札書
- (11) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札書
- (12) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (13) 再度の入札において、当初の最低入札金額を上回る額の入札書
- (14) その他、会計規則又は入札に関する条件に違反した入札書

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (4) 校長は、落札者を契約の相手方とし、指定の期日までに契約書を取り交わすものとする。契約書の作成においては、まず、契約の相手方と決定したものが押印し、さらに校長が、その送付を受けて、押印するものとする。契約の相手方と決定した者が、指定の期日までに契約の取り交わしをしないときは、契約の相手方の決定を取り消すことがある。

- (5) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を入札辞退者又はその旨を入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、当初の入札を辞退した入札参加者及びその代理人は、再度の入札以降の入札及び見積合せには参加できないものとし、再度の入札を辞退した入札参加者及びその代理人は、見積合せには参加できないものとする。

8 契約保証金

契約保証金については、会計規則第 152 条及び第 153 条の規定により契約金額の 10 分の 1 以上の額を納付するものとする。ただし、会計規則第 154 条各号に該当する者については、免除する。

9 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から 5 日以内に契約の取り交わしををするものとする。ただし、契約の相手方から書面により契約締結期限の延期の申し出があったときは、契約の履行に支障がない範囲でこれを延期することがある。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (4) 契約の相手方と決定した者は、契約書の作成にあたり、契約書に記載すべき事項に関して必要な説明を契約事務担当者に行うものとする。

10 契約条項

別添契約書(案)及び添付書類のとおり。

11 入札者に求められる義務

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた事業に係る技術仕様等について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (3) 入札参加資格者又はその代理人は、入札公告日から開札日までの間に

事務の手續上知り得た各種情報を、開札日以降も外部に一切漏らしてはならない。

12 その他必要な事項

- (1) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本件業務に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人が負担するものとする。
- (2) 本件業務に関するの照会先は、別記中4のとおり。

別記

1 入札に付する事項

- (1) 件名
愛媛県立宇和島水産高等学校養殖筏の購入
- (2) 購入物品名及び数量
養殖筏 1 台
- (3) 物品の条件等
別添仕様書のとおり
- (4) 納入期限
令和 3 年 2 月 1 日 (月)
- (5) 納入場所
愛媛県立宇和島水産高等学校養殖筏 (愛媛県宇和島市坂下津)

2 事前に提出する書類等

- (1) 提出書類
 - ・入札参加申込書 (様式 1)
 - ・申告書 (様式 2)
 - ・令和 2～4 年度の製造の請負等に係る競争入札参加資格を有することを証明する資料 (許可書等の写し)
 - ・入札保証金免除申請書及び添付書類 (該当者のみ)
- (2) 提出先 愛媛県立宇和島水産高等学校 事務室
愛媛県宇和島市明倫町 1 丁目 2 番 20 号
- (3) 提出期限：令和 2 年 9 月 11 日 (金) 正午
- (4) 提出方法
持参及び郵送等 (書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。)により提出すること。電送による提出は認めない。
- (5) 受付時間
公告日から土曜日、日曜日及び祝祭日を除く日の、午前 8 時 15 分から午後 4 時 45 分まで(正午から午後 0 時 45 分までの間を除く、ただし 9 月 11 日 (金) は正午まで) とする。
- (6) 確認の結果
提出された関係書類の内容を確認し、9 月 18 日 (金) 午後 4 時 45 分までに連絡する。

(7) その他

- ア 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- イ 提出された申請書は返却しない。
- ウ 申請書について説明を求められた場合は、それに応じること。

3 入札書の提出先等

(1) 入札書の提出先

愛媛県立宇和島水産高等学校 事務室

(2) 入札書の受領期限

- ア 持参による場合 令和2年9月24日(木) 午前9時59分
- イ 郵便による入札の場合 入札者は、令和2年9月24日午前9時59分までに、2(1)に掲げる場所に必着のこと。

(3) 開札の日時及び場所

日時：令和2年9月24日(木) 午前10時
場所：愛媛県立宇和島水産高等学校 会議室

4 照会先

- (1) 契約事務担当者 事務課 佐々木
- (2) 部 局 の 名 称 愛媛県立宇和島水産高等学校
- (3) 所 在 地 愛媛県宇和島市明倫町1丁目2番20号
- (4) 電 話 0895-22-6575

契 約 書 (案)

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 契約物品名 | 別記(1)のとおり |
| 2 | 納入場所 | 愛媛県宇和島市坂下津
愛媛県立宇和島水産高等学校養殖筏 |
| 3 | 納入期限 | 令和3年2月1日(月) |
| 4 | 契約金額 | ¥ —
(うち消費税及び地方消費税の額 円) |
| 5 | 契約保証金 | (円) |

上記の契約について、発注者 愛媛県立宇和島水産高等学校 校長 武智 誠治(以下「甲」という。)と、受注者(以下「乙」という。)とは各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総則)

第1条 乙は、頭書の定めにより、別記の品質、規格及び数量の物品を甲に納入しなければならない。

- 2 この契約の締結に要する費用その他この契約に関する一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(納入の終了通知)

第2条 乙は、物品を納入したときは、直ちに、甲の定める納品書を甲に提出しなければならない。

(検査等)

第3条 甲は、前条の規定により納品書の提出があったときはその日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

- 2 乙は前項の検査に立ち会うものとし、これに立ち会わなかったときは、検査の結果について、甲に対して異議を申し立てることができない。
- 3 検査に直接必要な費用及び検査のために消耗、変質又はき損した物品に係る一切の損失は、すべて乙の負担とする。

(補修又は交換等)

第4条 乙は、納入した物品の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、修補又は交換により、速やかに良品を納入しなければならない。

- 2 前項の規定により補修又は交換による良品の納入が完了したときは、直ちに、甲の定める納品書を甲に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により納品書の提出があったときは、第3条の規定を準用する。

(所有権の移転等)

第5条 物品の所有権は、検査に合格したときをもって、乙から甲に移転するものとする。

2 前項に規定する所有権移転の前に生じた物品についての一切の損害は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害については、甲の負担とする。

(代金の支払)

第6条 乙は、前条の規定により物品の所有権が移転したときは、甲の定める手続に従って、請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、請求書を受理した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に乙に代金を支払わなければならない。

3 甲は、請求書を受理した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示してこれを乙へ返付するものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙から是正した請求書を受理する日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失による場合は、請求書の提出がなかったものとする。

(支払及び検査の遅延)

第7条 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

2 甲は、その責めに帰すべき理由により、検査期間内に検査を行わない場合には、検査期間を経過した日から検査を行った日までの期間(次項において「遅延期間」という。)の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。

3 遅延期間の日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲はその超える日数に応じ、第1項の規定に準じて計算して得た額を乙に支払うものとする。

(代理受領の禁止)

第8条 乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

(権利の譲渡等)

第9条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、権利にあつては、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会および中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において、当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

（契約不適合責任）

第10条 甲は、引き渡された物品が品質、規格又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（1） 履行の追完が不能であるとき

（2） 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3） 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（4） 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（納入期限の延長）

第11条 乙は、納入期限までに物品を納入することができないときは、遅滞なくその理由を詳記した書面により、納入期限の延長を願い出ることができる。この場合において、その理由が乙の責めに帰することができないものであるときは、甲は、相当と認める日数の延長を認めることがある。

（物品の納入遅延）

第12条 乙は、自己の責めに帰すべき理由により納入期限までに物品を納入することができなかつたときは、納入期限の翌日から合格品を完納するま

での日数に応じ、契約金額に法定利率を乗じて計算した額を損害金として、甲に支払わなければならない。

2 前項の日数には、納入の終了通知のあった日から検査を終了した日までの日数を算入しないものとする。

(契約保証金の返還等)

第13条 乙は、契約保証金を納付している場合において、第6条の規定により物品の所有権を移転したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する返還請求書を受領したときは、その日から30日以内に契約保証金を乙に還付するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(甲の解除権)

第14条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。

(2) 乙が納入期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。)であると認められるとき。

3 乙は第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(談合その他の不正行為による甲の解除権)

第15条 甲は、乙(第3号及び第4号にあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。)がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第4

9 条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会から独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）

(3) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより有罪判決が確定したとき。

(4) 刑法第 197 条から第 197 条の 4 までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき。（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）

2 乙等が共同企業体の場合にあつては、前項の規定は当該代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前条第 4 項の規定は、第 2 項の規定に基づきこの契約を解除した場合に適用する。

（その他の甲の解除権）

第 16 条 甲は、第 14 条第 1 項及び第 2 項又は前条第 1 項に定める場合のほか必要があるときと認めるときは、乙と協議のうえこの契約を解除することができる。この場合において、乙に損害の確証があり、かつ、乙から契約解除後 30 日以内に損害賠償の請求があつたもの限り、甲が適当と認める金額を賠償するものとする。ただし、乙の同意を得て解除した場合は、この限りでない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 17 条 次の各号のいずれかに該当する場合において、乙は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。

(1) 第 14 条又は第 15 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能になったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続き開始の決定があつた場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人。

- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人。
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等。

3 第14条第2項に規定する損害賠償において、甲に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超えるときは、甲はその超過分につき賠償を請求することができる。

（談合等の不正行為が行われた場合の賠償の予約）

第18条 乙は、第15条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。契約が終了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

(1) 第15条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、納付命令又は排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要と認めるとき。

2 この契約に関し、第15条第1項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、前項に規定する契約金額の10分の2に相当する額のほか、契約金額の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第15条第1項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

(2) 第15条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙（法人にあってはその役員及び使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 第1項及び第2項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を甲に支払わなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求すること妨げるものではない。

(事情変更による契約の変更)

第 19 条 この契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済状況の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その事情に応じ、甲乙協議の上、書面により契約金額、納入期限その他の契約内容を変更することができる。

(秘密の保持)

第 20 条 乙はこの売買契約に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならないほか、別記(2)「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(その他)

第 21 条 この契約に定めのない事項については、会計規則及び遅延防止法によるもののほか、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第 22 条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

愛媛県宇和島市明倫町 1 丁目 2 番 20 号

発注者 愛媛県立宇和島水産高等学校

(甲) 校長 武智 誠治

受注者

(乙)

別記（１）

【下記のとおり契約物品の内訳等を記載予定】

1 物品の内訳

品名	品質・規格	数量	単価 消費税及び地方消費税を含む	金額 消費税及び地方消費税を含む	備考
養殖筏		1			

運搬設置費用を含むこと

2 その他附帯条件

別記（２）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- 2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、愛媛県個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

（収集の制限）

第3条 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第4条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（利用及び提供の制限）

第5条 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第6条 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止等）

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

- 2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する

場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めなければならない。

3 乙が甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託したときは、委託業務に係る当該第三者の行為は、乙の行為とみなす。

(資料等の返還等)

第8条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第9条 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地調査)

第10条 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理の状況について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第11条 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13条 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

仕 様 書

物品名	養殖筏	設置機関	愛媛県立宇和島水産高等学校
<p>標記案件の仕様は、次のとおりである。 本物品は次の条件を満たす必要がある。</p>			
1 本体			
<ul style="list-style-type: none">・鉄枠（筏の外径）は、11.100×8.100(m)とし、その内側は6m×6mの生け簀、3m×3mの生け簀と資材置きとする。・生け簀上に3m用の歩みを1台設置すること。・図面は別紙のとおりとする。			
2 材料			
鋼管について			
<ul style="list-style-type: none">・筏の鉄枠は、STPG50A sch60(圧力配管用炭素鋼鋼管)を使用すること。・基礎部、生け簀枠の鋼管の呼び径は50Aとすること。・塗装については防錆処理（ドブ漬け）、溶接部分には、カルバナイト塗布、上塗り（エポキシ塗料）をすること。			
松材について			
<ul style="list-style-type: none">・通路、作業台は松材を使用する。			
松板			
厚さ25mm×幅250mm×長さ4000mm 10枚			
厚さ25mm×幅250mm×長さ3000mm 2枚			
厚さ25mm×幅250mm×長さ5000mm 8枚			
厚さ25mm×幅200mm×長さ4000mm 4枚			
厚さ25mm×幅200mm×長さ3000mm 15枚			
根太65mm角×長さ3000mm 25本を使用すること。			
防腐剤を1回塗布すること。			
浮きについて			
<ul style="list-style-type: none">・浮きは、KPフロート(パール) 2重カバー #300 黒 38本を使用すること。・浮き固定用のロープは直径9mm×5,300mm 76本を使用すること。			
歩みについて			
<ul style="list-style-type: none">・歩みの鉄枠は、STPG32A、STPG25A(圧力配管用炭素鋼鋼管)を使用すること。			
その他			
<ul style="list-style-type: none">・釘は、メッキスクリュー釘 長さ65mmを使用すること。・番線は亜鉛引き番線を使用すること。			
【その他の要件】			
<ul style="list-style-type: none">・納入業者の負担と責任において、納入品を愛媛県立宇和島水産高等学校の指定する納入場所に配送すること。			